

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の 令和元年度の業務実績に関する意見の概要

1 主旨

北海道では、地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づく評価に当たり、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第2条の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構に係る令和元年度の業務の実績に関する評価を、北海道地方独立行政法人評価委員会の意見を踏まえ実施している。

このため、評価委員会は知事の諮問に応じ、評価を行い、その結果を知事への意見とする。

2 意見結果

(1) 全体意見

令和元年度の業務実施状況について検証・評価を行ったところ、「Ⅳ」評価（順調に進んでいる）が3項目、「Ⅱ」評価（やや遅れている）が2項目となり、総合的に勘案すると、令和元年度の業務実績は「概ね順調に進んでいる」と認められる。

(2) 項目別意見（主な評価）

① 研究の推進及び成果の活用（意見：Ⅳ）

- ・ 総合力を発揮して取り組む「食」、「エネルギー」、「地域」の研究分野について、重点化方針に基づく研究展開方向を策定し、効果的・効率的な研究開発の推進に取り組んだ。
- ・ 戦略研究、重点研究のほか、経常研究や外部資金による研究など計676課題を実施した。
- ・ 特許権等の知的財産について、道内企業等への利用促進を図り、398件の知的財産権の実施許諾契約に繋がった。

② 技術支援、連携の推進及び広報の強化（意見：Ⅱ）

- ・ 企業等からの依頼に応じた技術相談や技術的な問題解決に向けた指導等を実施し、一部については、共同研究の実施や新商品の開発に繋がった。
- ・ 依頼試験について、依頼試験成績書の記載内容の誤記の再発防止の徹底に向けて継続して取り組む必要がある。

③ 業務運営の改善（意見：Ⅳ）

- ・ 重点的に取り組むエネルギー分野と、密接に関連する環境・資源分野を合わせて、研究開発の深化を図るため、「エネルギー・環境・地質研究所」の設置と「産業技術環境研究本部」への再編など、令和2年度組織機構改正に向けて組織体制の見直しを実施した。

④ 財務内容の改善（意見：Ⅳ）

- ・ 事務的経費や維持管理経費の節約など効率的な執行、外部資金や知的財産収入など多様な財源の確保に努めた。

⑤ その他業務運営（意見：Ⅱ）

- ・ 建物の劣化状況調査等による施設の状況把握を進め、ファシリティマネジメントの取組を進めたほか、施設等整備計画書による計画的な修繕等を実施することにより、施設の長寿命化を図った。
- ・ 法令の遵守について、法令遵守や服務規律の確保など、コンプライアンス意識の徹底になお一層取り組んでいく必要がある。
- ・ 安全管理については、事故等の未然防止のため、職員教育や日常点検の取組の徹底に、なお一層取り組む必要がある。

(参考) 項目別意見一覧表

年度計画		項目番号	法人自己点検・評価					評価委員会意見					
			S	A	B	C	計	検証					項目別意見 (ⅤⅣⅢⅡⅠ)
								S	A	B	C	計	
第1 住民に対する サービス提供 の質の向上に 関する目標を 達成するために 取るべき措置	1 研究の推進及び成果の普及・活用	1-11	0	13	0	0	13	0	13	0	0	13	① 研究の推進 及び成果の 活用 Ⅳ
	2 知的財産の有効活用	12-13											
	3 総合的な技術支援	14-17											② 技術支援、 連携の推進 及び広報の 強化 Ⅱ
	4 連携の推進	18-19	0	6	1	0	7	0	6	1	0	7	
	5 広報機能の強化	20											
第2 業務運営の 改善及び効率 化に関する目 標を達成す るために取る べき措置	1 業務運営の基本的事項	21											③ 業務運営の 改善 Ⅳ
	2 組織体制の改善	22	0	6	0	0	6	0	6	0	0	6	
	3 業務の適切な見直し	23-24											
	4 人事の改善	25-26											
第3 財務内容の 改善に関する 目標を達成 するための 措置	1 財務の基本的事項	27-28											④ 財務内容の 改善 Ⅳ
	2 多様な財源の確保	29	0	6	0	0	6	0	6	0	0	6	
	3 経費の効率的な執行	30-31											
	4 資産の管理	32											
第4 その他業務 運営に関する 重要目標を 達成するた めに取る べき措置	1 施設及び設備の整備、活用	33-34											⑤ その他業務 運営 Ⅱ
	2 法令の遵守	35											
	3 安全管理	36	0	8	2	0	10	0	8	2	0	10	
	4 情報セキュリティ管理 等	37-42											
研究推進項目※		43-59	0	17	0	0	17						

※「研究推進項目」は、項目番号3「研究開発の推進方向」を検証する際の参考とした。

◆法人自己点検・評価基準

評価基準	判断の目安	
	取組の項目に関する事項（右欄の項目以外の項目）	数値目標の項目に関する事項
S 上回って実施している	取組の結果、所期の成果等を上回ったとき	達成度が90%以上(S,Aの評価は取組状況等を勘案の上、判断)
A 十分に実施している	取組の結果、所期の成果等を得たとき	達成度が90%未満(B,Cの評価は取組状況等を勘案の上、判断)
B 十分に実施していない	取組んではいるが、所期の成果等を得られなかったとき	
C 実施していない	取組が行われていないとき	

◆評価委員会意見基準

意見基準	
Ⅴ	特筆すべき進捗状況にある
Ⅳ	順調に進んでいる（すべてS～A）
Ⅲ	おおむね順調に進んでいる（S～Aの割合がおおむね9割以上）
Ⅱ	やや遅れている（S～Aの割合がおおむね9割未満）
Ⅰ	重大な改善事項がある